



法人課税第1部門首席国税調査官  
田島正彦氏



法人課税第1部門総括首席国税調査官  
後藤陽一氏



法人課税第3部門統括国税調査官  
中世古芳孝氏



法人課税第2部門統括国税調査官  
丸橋孝二氏



法人課税第1部門統括国税調査官  
伊藤秀二氏

は、株主  
総会の決  
議等によ  
りその額  
が具体的  
に確定し  
た日の属  
する事業  
年度とな  
ります。  
ただし、  
法人が退  
職給与の  
額を支払  
った日の属する事業年度にお  
いてその支払った額につき損  
金経理をした場合には、その  
処理が認められます。(法人  
税法基本通達9-2-28)。

**5 所得税**

**(1) 扶養親族**  
法に規定する「生計を一に  
する」とは、必ずしも同一の  
家屋に起居していることをい  
うものではありませんので、  
次のような場合には、それぞ  
れ次によります。(所得税基  
本通達2-147)  
イ 勤務、修学、療養等の都  
合上他の親族と日常の起居  
を共にしていない親族がい  
る場合であっても、次に掲  
げる場合に該当するとき  
は、これらの親族は生計を  
一にするものとする。  
(イ) 当該他の親族と日常の  
起居を共にしていない親



族が、勤務、修学等の余  
暇には当該他の親族のも  
とで起居を共にすること  
を常例としている場合  
(ロ) これらの親族間におい  
て、常に生活費、学資金、  
療養  
費等  
の送  
金が  
行な  
われ  
てい  
る場  
合  
親族  
が同一  
の家屋  
に起居  
してい  
る場合



“をみな衆”  
第19回  
**グループ別**

には、明らかに互いに独立  
した生活を営んでいると認  
められる場合を除き、これ  
らの親族は生計を一にする  
ものとする。

**(2) 住宅借入金等特別控除**  
住宅借入金等特別控除の適  
用を受けるには、次の要件が  
必要です(措置法41)  
①新築若しくは取得の日又は  
増改築の日から6か月以内  
に居住の用に供すること。  
②適用を受ける各年の12月31  
日まで引き続き居住の用に  
供していること

**6 印紙税**

契約金額を変更する変更契  
約書の記載金額は、それぞれ  
次によります。  
(1) **変更前の契約金額を記載  
した契約書が作成されてい  
ることが明らかな場合**  
イ その変更契約書に変更金  
額(変更前の契約金額と変  
更後の契約金額の差額、す  
なわち契約金額の増減額)  
が記載されているとき(変  
更前の契約金額と変更後の  
契約金額の双方が記載され  
ていることにより変更金額  
が明らかにできる場合を含  
みます)。  
(イ) 変更前の契約金額を増  
加させるものは、その増  
加額が記載金額となりま  
す。  
(ロ) 変更前の契約金額を減  
少させるものは、記載金

額の契  
約金額  
のみが  
記載さ  
れ、変  
更金額  
が明ら  
かでない  
ときは  
変更後の契約金額が記載  
金額となります。  
(2) **変更前の契約金額を記載  
した契約書が作成されてい  
ることが明らかなでない場合**  
イ 変更後の契約金額の記載  
があるとき  
ロ 変更後の契約金額が記  
載されているもの(変更  
前の契約金額と変更金額  
の双方が記載されている  
ことにより変更後の契約  
金額が計算できるものも  
含まれます)は、その  
変更後の契約金額が、そ  
の文書の記載金額となり  
ます。  
ロ 変更金額のみが記載され  
ているとき  
イ 変更金額だけが記載さ  
れているものは、その変  
更金額が、その文書の記  
載金額となります。

